

入 札 説 明 書

この入札説明書は、公立大学法人福島県立医科大学会計規程（平成１８年４月１日基本規程第１５号）、公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成１８年４月１日細則第１３号。以下「契約細則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、公立大学法人福島県立医科大学（以下「法人」という。）が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

- １ 発注者（契約権者） 公立大学法人福島県立医科大学
理事長 鈴木 弘行

２ 入札に付する事項

- （１）借入をする物品等の名称及び数量

輸液ポンプ ３４台、シリンジポンプ １９台、小型シリンジポンプ ２台

- （２）借入をする物品の仕様等

別添仕様書による

- （３）借入期間

令和８年１０月１日（木）から令和１３年９月３０日（火）まで（６０か月）

- （４）納入場所

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター
（福島県会津若松市河東町谷沢字前田２１番地２）

３ 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

４ 入札に参加する者に必要な資格の確認

- （１）入札者は、上記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第３号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記（２）に示す場所に持参又は郵送、ファクシミリにより提出し、当該資格の確認申請をすること。（ファクシミリの場合は、送信後、到達確認を行うこと。また、原本は、下記５（２）に示す日時及び場所に、入札書と併せて提出すること。）

当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第４号様式）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、当該資格が与えられないため、十分に注意すること。

ア 履行実績書（様式任意（参考様式１））

※履行実績証明書（様式任意（参考様式２））または契約書の写しを添付すること。

（２）資格確認申請書の提出場所等

ア 提出期限

令和８年９月１日（火）午後５時

イ 提出場所

〒９６９－３４９２ 福島県会津若松市河東町谷沢字前田２１番地２

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター

事務局総務課予算経理係

電話番号 ０２４２－７５－２１００

ファクシミリ ０２４２－７５－２１５０

５ 入札書の提出場所等

（１）入札書等の提出日時及び場所

令和８年９月９日（水）午前１１時

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター 第４会議室

（２）開札の日時及び場所

令和８年９月９日（水）午前１１時

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター 第４会議室

６ 入札書の提出方法

（１）入札書は、指定の入札書（第５号様式）に必要とする事項を記載し、上記５に掲げる日時及び場所に提出すること。

（２）入札書とは別に次の書類を添付すること。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書の写し

イ 委任状（第６号様式） ※ 代理人が出席する場合

（３）入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書に記載する金額は借入期間の総額とする。

ウ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名を記載し、代表者の印を押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）すること。

エ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者

職・氏名の他に、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、2(1)に示す内容について入札金額の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

(3) 有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

福島県債証券	額面全額
国債証券	額面全額の10分の8
地方債証券（福島県債証券を除く。）	額面全額の10分の8
理事長が確実であると認める社債権	時価の10分の8

(4) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を5(2)に掲げる日時までに、上記4(2)イに掲げる場所へ提出すること。

(5) 契約細則第9条第1項各号（別記）に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書（第7号様式）により令和8年9月1日（火）午後5時までに申請するものとする。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5(2)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(4) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付することができるものとする。

(5) 初回入札が無効（ただし、下記12(4)～(6)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

9 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書等について疑義がある場合は、条件付一般競争入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により、会津医療センター事務局総務課予算経理係（電話0242-75-2100、ファクシミリ0242-75-2150）に令和8年8月25日（火）午後5時までに説明を求めることができる。（ファクシミリの場合は、送信後、上記4（2）へ到達確認を行うこと。）

なお、これに対する回答は、令和8年8月27日（木）までに会津医療センターホームページに掲載する。

- (2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（第6号様式）を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
- ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3に示した入札参加資格のない者の提出した入札

- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (4) 記名、押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 契約細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
ただし、契約細則第23条第1項各号の一に該当する場合は、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、契約細則第31条第1項第6号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として契約細則第39条第3項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 契約細則第39条第1項ただし書き又は契約細則第52条により準用する財務規則第229条第1項各号（契約権者及び知事は理事長、県は法人にそれぞれ読み替える。）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) リース契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約条項

リース契約書（案）及び契約細則による。

17 その他

本件に係るリース物品の調達は、次に掲げる条件をすべて満たしている者から行うこと。

- (1) 福島県（以下、「県」という。）の定める「物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査に関する要綱（昭和60年4月1日制定）」第5条に規定する物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。また、公告日から入札日までの期間に、県の定める「福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱（平成31年3月25日付け30出第2568号会計管理者通知）第2条第1項の規定に基づく参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) この公告に示した仕様に合致した物品を確実に納入できる者であること。
- (3) 上記（1）～（2）の条件の確認のため、次の書類を令和9年9月1日（火）17時までに4（2）イに定める場所に提出すること。
 - ア 契約開始日までに必ず調達する旨の確約書（任意様式（参考様式3））
※申請者の実印により証明を行うこと。
 - イ 納入しようとする物品の構成および定価に関する資料（任意様式（参考様式4））

別記 1

公立大学法人福島県立医科大学契約細則

(競争に参加させることができない者)

第2条 売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第17条に規定する競争に付するときは被補佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(競争に参加させないことができる者)

第3条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、2年以内の期間、競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後、2年以内の期間が経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

(入札保証金の免除)

第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第4条に規定する資格を有する者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金)

第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の5以上（工事等の請負契約にあつては、100分の10以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 福島県債証券 | 額面全額 |
| (2) 国債証券 | 額面全額の10分の8 |
| (3) 地方債証券（福島県債証券を除く。） | 額面全額の10分の8 |
| (4) 理事長が確実であると認める社債権 | 時価の10分の8 |

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 2 4 9 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（１）から（３）まで （略）

（４）その他別に定めるとき。

2 （略）

（契約保証金の減免）

第 2 2 9 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（１）契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

（２）契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

（３）契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 1 0 0 条の 3 第 2 項の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

（４）施行令第 1 6 7 条の 5 第 1 項又は施行令第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 9 9 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 2 4 9 条第 1 項第 2 号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 2 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 2 4 9 条第 1 項第 2 号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 2 4 9 条第 1 項第 2 号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

（５）随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 1 0 0 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

（６）1 件 5 0 0 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

（７）から（11）まで （略）

(12) 1 件の契約金額が 5 0 0 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

(13) から (18) まで (略)

2 (略)